

エ チャレンジスクール事業

番号	事業名等	概 要
7	「理科大好き」講座	・理科を苦手とする児童が増える中で、小学生が、実際に実験や体験をすることにより、理科の本質や魅力に迫り、「理科大好き人間」を育成する。

オ 英語土曜学習事業

番号	事業名等	概 要
8	英語土曜学習 ～対面英語レッスン～	・英語の基礎学力の定着・向上を図り、習得した英語の知識を活用する実際的な場を設定し、状況や場面に応じて、英語をツールとして使える人材を育成する。

カ 地域教育力活用モデル事業

番号	事業名等	概 要
9	チチブアフター スクールスタディ ～夜勉～	・英検ナイトスクール～夜勉～として地域人材を活用しながら秩父市の子どもたちの英語学習の充実を図り、秩父市内の小・中学生の英語力の底上げを図る。
10	緑化活動推進事業 緑の少年団活動	・市内小中学校において緑化教育の活動を推進することで、気運の醸成を図る。(5月25日に秩父ミュージックパークで開催された「第75回全国植樹祭」に参加した。)

キ 初任者研修・経験者研修

番号	事業名等	概 要
11	初任者研修施設体験研修	・新採用教職員を対象に、現職研修の一環として、県教委と連携して実施する。市内の施設等における体験研修を通して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(3) 推進委員会の開催

ア 学力向上推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、主幹教諭、教務主任、研究主任等
- 主な活動 各学校の学力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。
学校研究課題や校内研修、各種学校訪問や調査の分析と活用を関連づけ、一体的な取組の推進を図る。
学校間の連携、委員会と教科研究委員の連携を強化し、各学校への支援や情報提供、情報共有の機会の充実を図る。
- 実施回数 年間3回

イ 教科研究委員会（国語科、算数・数学科、外国語科）

- 組 織 担当指導主事、小・中学校の各教科主任等
- 主な活動 それぞれの教科の委員が、本市の各教科における課題解決を目指し、令和版チチブ・チャレンジを活用した秩父市のモデル授業の公開に向けて、指導案検討、研究授業及び研究協議を行う。
- 実施回数 各教科の全体会を年2回程度＋必要な回数の指導案検討会

ウ 体力向上推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、小・中学校の体育主任
- 主な活動 各学校の体力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。
ICT を効果的に活用した授業実践や事例研究を推進する。
- 実施回数 年間 2 回

エ いじめ・不登校対策推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、教頭、教育相談担当、生徒指導担当等
- 主な活動 各学校内の組織的な対応のあり方や指導援助の進め方等についてスキルアップを図る。
ICT を効果的に活用した授業実践や事例研究を推進する。
- 実施回数 年間 3 回

(4)外国語指導助手配置事業

グローバル化に対応した教育施策の一環として、国際理解教育、外国語活動及び外国語教育を一層充実するため、市内公立保育所・認定こども園及び小・中学校に外国語指導助手（ALT）を 9 人配置する。保育所・認定こども園及び小・中学校を 9 グループに編成し、訪問計画を作成する。

(5)教育相談事業（P34「教育相談」を参照）

(6)教育に関する調査・研究

ア 各種教育課題に関する調査・研究

各学校が、児童生徒の学力の向上や体力の向上を図り、いじめや不登校問題の未然防止、早期対応等のために、小・中学校の連携を今まで以上に推進し、さまざまな取組を進めていくことが重要である。そこで、効果的な小・中学校の連携方法や取組について調査・研究を進める。

イ 学力調査結果の分析・研究

各教科の担当指導主事が全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の分析を行う。校長会議や学力向上推進委員会において、分析結果やその傾向、対策について情報共有する。国語、算数・数学、外国語の 3 教科からなる教科委員会を組織し、課題解決に向けた授業研究会を行う。また、小学校 5・6 年生については国語・算数、中学校 2・3 年生については国語・数学・外国語で授業改善のための状況調査を実施する。

ウ その他各種調査の実施

児童生徒の学習状況、学習への取り組み方、学校や家庭生活の状況、及びさまざまな教育活動に対する現状や意識等について、必要に応じて調査を実施し、その結果を今後の教育施策の資料とする。

エ ICT 活用教育の推進のための研究

GIGA スクールに伴い、ICT 機器の学校での利活用に向けて、先進的、具体的な活用事例を中心に研究を進める。また、各学校における円滑な教育活動での活用を実施するための研究・研修を推進する。

オ 紀要及び教育実践・研究集録等の編集・発行

教育研究所の事業内容及び秩父市の学校や教職員の研究・実践の概要を「秩父教育」として編集・発行する。これらの刊行物を各学校及び教育関係機関に配布し、秩父市の教育の発展に資する。



教 育 相 談

1 概要

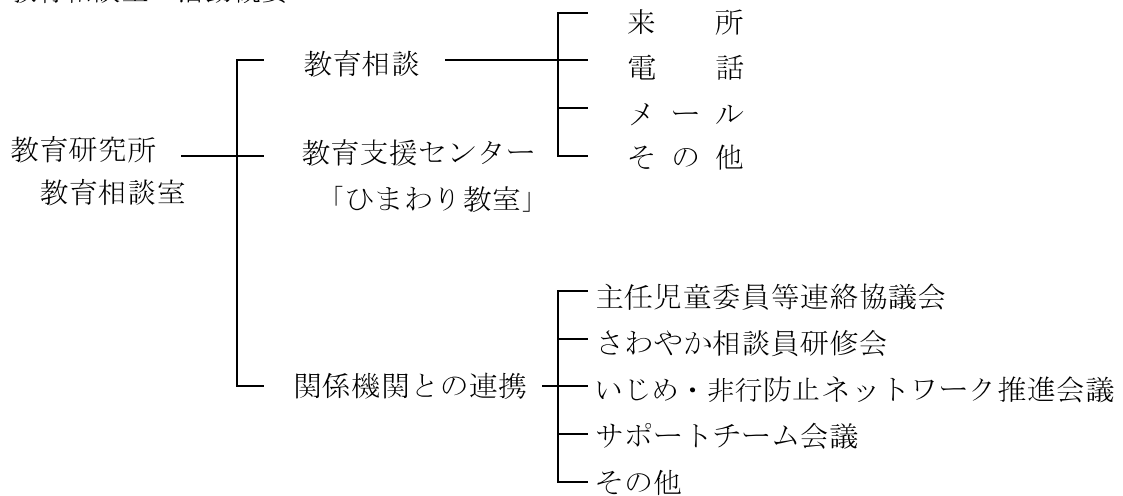
(1) 教育相談室の目的

児童生徒、保護者等の教育上の相談に応じ、悩みや不安を受け止める。
不登校児童生徒の学校復帰への支援・援助を行い、不登校児童生徒を減少させる。

(2) 教育相談室の体制

教育相談員兼秩父市スクールソーシャルワーカー 6 名
埼玉県スクールソーシャルワーカー 1 名
臨床心理士 1 名

(3) 教育相談室の活動概要



(4) 所在地

・秩父市教育相談室 秩父市阿保町 9 番 28 号（秩父市立下郷児童館 2 階）
・「ひまわり教室」 電話 26-6321 FAX 26-6323

(5) 開設日時

月～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く） 午前 9 時～午後 5 時

2 教育相談実施状況

(1) 教育相談件数と延べ教育相談回数の推移

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相 談 件 数	8 2 件	7 2 件	8 7 件	8 5 件	1 0 4 件
相 談 回 数	1, 1 2 0 回	1, 6 1 2 回	2, 4 9 2 回	2, 6 0 0 回	2, 5 8 1 回

(2) 令和 6 年度の教育相談内容

不 登 校	1, 2 7 3 件	学 業 不 振 ・ 学 習 不 安	2 2 3 件
性 格 ・ 行 動 ・ 友 人 関 係	4 4 1 件	学 校 訪 問	1 2 1 件
人間関係のトラブル・いじめ	0 件	そ の 他	5 2 3 件

(3) 令和6年度の形態別教育相談回数

来 所	593回	自 宅 訪 問	0回	他機関との連携	406回
電話・メール	544回	学 校 訪 問	610回	通級（ひまわり）	428回

3 教育支援センター〔ひまわり教室〕

平成11年度から開設した「適応指導教室」（ひまわり教室）は、令和3年に下郷児童館2階へ移転した。不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、自立及び学校生活への対応にかかわる支援・指導を行い、学校への復帰を目指している。また、児童生徒の学習支援の向上にも努め、不登校児童生徒の自立支援に取り組んでいる。

令和6年度より、従来の「適応指導教室」から「教育支援センター」へと改称し、さらなる教育相談活動の充実に努めている。

○教育支援センター入級者数

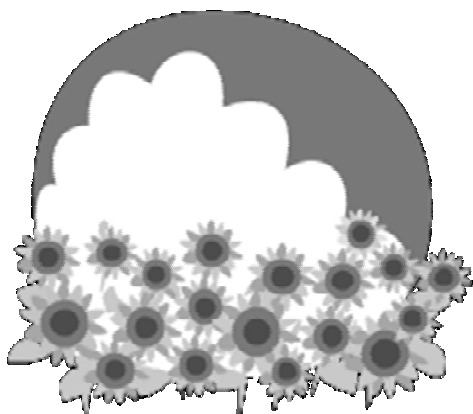
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 生	3人	3人	6人	7人	5人
中 学 生	0人	6人	10人	9人	14人
合 計	3人	9人	16人	16人	19人

4 学校支援訪問

令和7年度には常勤教育相談員を計6名とし、学校を訪問して学習支援や教育相談を行う活動を行っている。学校の要請に応じ、登校はできるが教室に向かうことが困難である児童生徒への別室対応の支援により教室復帰を目指した教育相談体制の充実に図っている。また、各小中学校に設置された「校内教育支援センター」を活用した不登校対策の人的支援として学校支援訪問の拡充にも取り組んでいる。

○令和6年度教育支援センター学校支援訪問状況

	小学校	中学校	合計
のべ訪問校数	148校	194校	342校
支援児童生徒のべ人数	296人	223人	519人



奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方および在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行う。いずれも無利子の貸付である。

1 入学準備金

対象および貸付額	大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く） 一時金 100 万円以内
振込時期	入学前の 2～3 月中
償還期間	振込年の 10 月から 4 年以内
借受者	学生の保護者

(1) 申込資格

- ・市内在住の方で市税を滞納していない方
- ・大学に入学が決定（申請は入学予定で可）した学生の保護者で、入学準備金の調達が困難な方
- ・入学準備金に相当する他の費用の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 6 年度貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
入学準備金	1	1,000,000

2 奨学金

	武山育英資金	高山奨学資金	奨学資金
対象および貸付額	高校生：月額 1 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 5 万円以内	専門学校生等（准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生、修業年限 2 年以上）：月額 4 万円以内	高校生：月額 2 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 4 万円以内
振込時期	正規の修学期間内において、毎年 5 月と 10 月に 6 か月分をまとめて振り込み		
償還期間	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内	貸付期間の終了した翌月から 8 年以内	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内
借受者	学生または生徒	学生	学生または生徒

(1) 申込資格

- ・保護者が市内に在住（武山育英資金及び高山奨学資金については 2 年以上在住）しており、保護者が市税を滞納していない方
- ・学校長の推薦を得られる方
- ・学校に入学が決定し、または在学中で、学資の支出が困難な方
- ・奨学金に相当する他の学資の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 6 年度新規貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
武山育英資金	6	13,200,000
高山奨学資金	1	960,000
奨学資金	1	1,920,000

学 校 保 健

1 就学時の健康診断に関すること

学校保健安全法第 11 条に基づいて、就学時の健康診断を行っている。

就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、心身の状況の把握と健康上適切な就学についての指導を行い、円滑な義務教育の実施に努めている。

〈概要〉

1 期間 9 月下旬～11 月上旬

2 場所 市内小学校 13 校

3 対象 小学校への就学予定者

4 検査項目

- (1) 栄養状態
- (2) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常
- (3) 視力及び聴力
- (4) 目の疾病及び異常の有無
- (5) 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- (6) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- (7) その他の疾病及び異常の有無

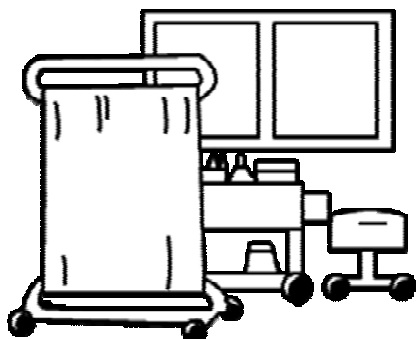


歯科健診

2 児童及び生徒の健康診断に関すること

学校保健安全法第 13 条に基づいて、毎学年定期的に健康診断を行っている。定期健康診断の結果に基づき、学校では疾病の予防処置や治療を指示し、運動や活動を軽減するなど適切な措置を講じている。

その検査結果は保護者へ 21 日以内に通知することとなっている。



学 校 給 食

1 学校給食の意義と目標

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を形成し、食事を通して好ましい人間関係の育成と、心身の健全な発達に努めている。

《目標》

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くこと。

2 給食施設

給食調理場 5カ所



【秩父第一小学校共同調理場】

S58.3 建築 面積 431 m² (倉庫 23 m²含む)



【秩父第一中学校共同調理場】

H4.3 建築 面積 716 m²



【荒川共同調理場】

H10.3 建築 面積 517 m²



【原谷小学校共同調理場】

H7.3 建築 面積 367 m²



【北部共同調理場】

H23.3 建築 面積 1,324 m²

3 給食数

R7.4.1 現在

調理場名	給食数	内 容
秩父第一小学校 共同調理場	920	第一小 139 花小 306 西小 306 南小 169
原谷小学校 共同調理場	664	原谷小 454 高篠小 210
秩父第一中学校 共同調理場	1,036	第一中 479 第二中 237 高篠中 110 影森中 210
荒川共同調理場	573	影森小 334 久那小 31 荒川東小 87 荒川西小 31 荒川中 90
北部共同調理場	565	尾田蒔小 146 尾田蒔中 77 大田小 80 大田中 36 吉田小 134 吉田中 92
調理場合計	3,758	小学校 2,427 中学校 1,331

4 給食費

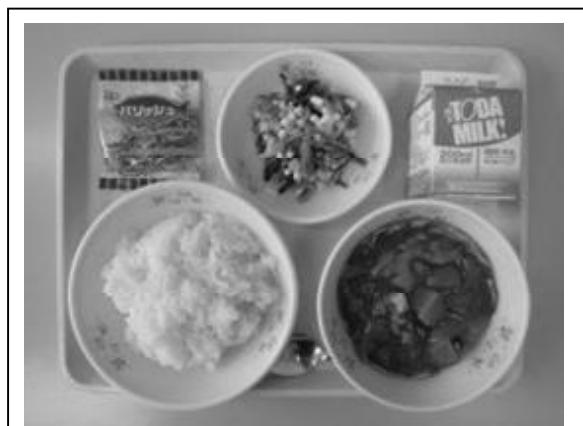
	給食費 (年間食材費)	給食日数	1食単価
小学校 ※	54,000 円	186 回	290 円
中学校 ※	64,500 円	186 回	347 円

※令和7年4月から秩父市立小・中学校の児童生徒の給食費は完全無償となりました。

また、秩父市立以外の児童生徒に対する補助については、P40「6 学校給食費に対する補助制度について」を参照してください。

5 献立

1週間（土・日を除く）の献立内容は、米飯3日・パン2日（月2回めん）となっている。



6 学校給食費に対する補助制度について

【目的】

市は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的とする。

秩父市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する給食費は令和 7 年 4 月より、完全無償化を実施。

・ 秩父市子育て支援学校給食費補助金

(1) 対象者

秩父市に住所を有し、

- ・ 学校給食を実施している私立小・中学校に在籍している児童生徒保護者
- ・ 特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒の保護者
- ・ 秩父市外の公立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者

(2) 内容

① 補助金額

小学校 1 人当たり 年額 54,000 円を上限

中学校 1 人当たり 年額 64,500 円を上限

② 補助方法

保護者からの申請（請求）により、保護者の口座に振込する。

※次の要件に該当する場合、補助金額が減額となる。

- ・ 国または地方公共団体の負担において、学校給食費の給付を受けている。
- ・ 欠食等により返金を受けている。
- ・ 年度途中で転出入している。

文化財の保存・活用

秩父市では、第2次秩父市振興計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）において、文化財保護に関する施策を「歴史文化の活用・支援」と定め、下記の1から4の基本事業を実施することとした。

1 文化財保護保存事業

秩父に遺る歴史的・文化的遺産が変わることなく後世へ伝承されるために、指定文化財の修理事業や無形民俗文化財後継者養成事業を行う。

令和6年度は、国指定重要文化財である「内田住宅」の便益施設建設工事を行った。

また、2か年計画の2年目で、県の補助を受けて県指定有形民俗文化財である「萩平歌舞伎舞台」の屋根葺き替え工事（西面・北面）を行った。そして、国の補助を受けて重要無形民俗文化財「秩父祭屋台6基」のうちの中近・下郷笠鉦及び中町屋台の修理・復元新調工事を行った。加えて、文化庁の地域文化財総合活用推進事業により、市指定有形民俗文化財である川瀬祭道生町笠鉦・宮側町屋台の復元新調工事を実施した。更に、宮側町の提灯や半纏、拍子木・道生町の半纏といった用具新調も行った。



内田家住宅便益施設建設工事状況

2 文化財調査事業

歴史的・文化的資源となる基礎資料の収集のための調査を実施し、文化財などの保護保存と活用を図るとともに、埋蔵文化財の調査と保護思想の普及を図る。

令和6年度は、「恒持神社境内諏訪神社社殿」、「荒川日野の石棒」の2件を新たに市指定有形文化財として指定した。

また、埋蔵文化財の試掘調査を15件行った。



「荒川日野の石棒」

3 文化財普及事業

文化財教室や「民俗芸能大会」など、文化財や伝統文化を公開し、文化財を活用するとともに次世代に伝える場を創設する。

令和6年度は、「武甲山に関する図画・作文展」において、優秀賞として新しく「武甲山ありがとう賞」が加わった。市内の小・中学校から、総数318点（図画301点・作文17点）の出展があり、その中から20点が優秀賞に選ばれた。受賞した児童・生徒は10月27日（日）に秩父市立図書館2階視聴覚・音楽室にて表彰した。



「武甲山に関する図画・作文展」表彰式

4 資料館運営事業

浦山・大滝・荒川の歴史民俗資料館及び武甲山資料館の管理運営を行い、各館で所蔵する歴史・民俗等の資料を保護保存するとともに企画展等を開催し、資料の活用を図る。

また、資料館においては、地域の歴史・文化を周知・伝承する場、市民・観光客が「秩父」を知るための場の創設を目指す。

5 指定等文化財一覧表

○ユネスコ無形文化遺産

「秩父祭の屋台行事と神楽」を含む全国の重要無形民俗文化財33件の『山・鉦・屋台行事』が、平成28年12月1日（日本時間）にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録されました。

○有形文化財

R7. 8. 1現在

No.	指定別	種類	指定物件	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
1	国指定	建造物	内田家住宅 1棟	昭和46年 6月22日	個人	蒔田891
2	県指定	建造物	秩父神社社殿 1棟 付天正20年の棟札1枚・神輿1基	昭和30年11月 1日	秩父神社	番場町1-1
3	県指定	建造物	秩父札所一番観音堂 1棟	昭和33年 3月20日	札所1番四萬部寺	栃谷418
4	県指定	建造物	旧秩父橋 1基 付初代秩父橋橋脚2基及び親柱2本	平成11年 3月19日	秩父市	阿保町3795-1地先ほか
5	県指定	建造物	三峯神社本殿 7棟 付棟札1枚・柄1本 拝殿、隨身門、国常立神社、日本武神社手水舎、秩父宮台臨記念館	昭和36年 3月 1日 令和 5年 3月17日 追加指定	三峯神社	三峰298
6	県指定	絵画	石燕の納額「景清のろう破り」1画	昭和35年 3月 1日	札所26番円融寺	下影森348
7	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像 1躯	昭和42年 3月28日	惣円寺	東町17-19
8	県指定	彫刻	菊水寺聖観音像 1躯	昭和29年 3月 4日	札所33番菊水寺	下吉田1104
9	県指定	彫刻	木造飛天像	令和 5年 3月17日	札所14番護持会	中町25-12
10	県指定	工芸品	銅鐘 1口	昭和39年 3月27日	源蔵寺	大野原936
11	県指定	工芸品	銅鐘 1口	昭和39年 3月27日	札所17番定林寺	桜木町21-3
12	県指定	工芸品	三十二間筋兜 1頭	平成19年 3月16日	棕神社	さいたま市大宮区高鼻町4-219（県歴史と民俗の博物館）
13	県指定	古文書	忍藩割役名主御公用日記 130冊	昭和31年11月 1日	秩父市	上町3-6-27 (市立秩父図書館)
14	県指定	古文書	寛永の五人組帳 1冊	昭和37年 3月10日	秩父市	上町3-6-27 (市立秩父図書館)
15	県指定	古文書	三峯神社日鑑 125冊	昭和46年 3月31日	三峯神社	三峰298
16	県指定	考古資料	蕨手刀 1口 付足金物2点	昭和62年 3月24日	秩父市	黒谷261-1 (和銅館)
17	市指定	考古資料	荒川日野の石棒	令和7年2月21日	個人	荒川日野 (保管場所：曹洞宗廣見寺)
18	県指定	歴史資料	秩父神社文書 9点	昭和48年 3月 9日	秩父神社	番場町1-1
19	県指定	歴史資料	高岸家文書	平成29年 3月24日	秩父市	荒川久那3805-7 (浦山歴史民俗資料館)
20	市指定	建造物	聖神社社殿(元今宮神社本殿)1棟	昭和40年 1月25日	聖神社	黒谷2191
21	市指定	建造物	秩父市立民俗博物館本館 (旧大宮学校校舎) 1棟	昭和44年 1月 8日	秩父市	—
22	市指定	建造物	内田家住宅 1棟	昭和54年 1月 8日	秩父市	黒谷299
23	市指定	建造物	こまり門 1棟 付左右そで塀	平成 1年10月23日	個人	大野原897
24	市指定	建造物	大林山廣見寺惣門 1棟	平成15年 1月24日	廣見寺	下宮地町5349ほか
25	市指定	建造物	棕神社本殿 1棟	昭和49年12月23日	棕神社	下吉田7377
26	市指定	建造物	八幡神社旧本殿 1棟	昭和55年 7月 7日	棕神社	下吉田7377
27	市指定	建造物	平石馬頭尊堂 1棟	昭和55年 7月 7日	久長元区	吉田久長607-2
28	市指定	建造物	米山薬師堂 1棟	昭和55年 7月 7日	正福寺	上吉田4366
29	市指定	建造物	万福寺の宝篋印塔 1基	昭和55年 7月 7日	万福寺	上吉田2599
30	市指定	建造物	源内居 1棟	昭和45年11月 3日	個人	中津川243
31	市指定	建造物	三峯神領民家 1棟	昭和58年 4月 1日	三峯神社	三峰298
32	市指定	建造物	寺沢の寝入り観音堂 1棟	昭和57年12月21日	寺沢区	荒川日野
33	市指定	建造物	湯大権現宮 1棟	平成 2年 4月 9日	個人	荒川贅川2035-2
34	市指定	建造物	千手観音堂 1棟	昭和54年 4月16日	船川区	荒川上田野
35	市指定	建造物	猪狩神社社殿 1棟	昭和54年 4月16日	古池区	荒川贅川
36	市指定	建造物	大寶山圓福禪寺山門 1棟	平成18年 3月28日	圓福寺	田村967
37	市指定	建造物	恒持神社境内諏訪神社社殿	令和6年 5月30日	恒持神社	山田1606(恒持神社)
38	市指定	絵画	寺沢の寝入り観音堂 漢土二十四孝絵図24画	昭和57年12月21日	寺沢区	荒川日野
39	市指定	絵画	地獄極楽絵図 4幅	昭和44年 5月28日	札所29番長泉院	荒川上田野557
40	市指定	絵画	葛飾北斎筆の納額 1面	昭和33年11月 3日	札所29番長泉院	荒川上田野557
41	市指定	絵画	森玄黄斉作 玄黄斉の書画 1括	昭和33年11月 3日	個人	荒川白久
42	市指定	絵画	千手観音堂 相撲四十八手板絵48面	昭和54年 4月16日	船川区	荒川上田野
43	市指定	工芸品	音楽寺の銅鐘 1口	昭和32年 2月 8日	札所23番音楽寺	寺尾3776
44	市指定	工芸品	秩父神社蔵刀剣脇差 1口	昭和36年 1月 9日	秩父神社	番場町1-1